

Newsletter



Institute for International Monetary Affairs
公益財団法人 国際通貨研究所

カンボジア銀行セクターの動向

公益財団法人 国際通貨研究所
経済調査部 研究員
秋山 文子
akiyama@iima.or.jp

- カンボジアの銀行セクターにおいては、国際機関の支援の下、1990年代前半まで20年に及んだ内戦、特に1970年代後半のポル・ポト政権による徹底的な破壊からの再生と発展に向けた取組みが行われている。
- 銀行制度は、中央銀行法・銀行法の制定に始まり、自己資本規制など銀行規制の基本的な枠組みに相当する各種規制の導入と見直し、内部管理体制、金融監督体制、および金融インフラの整備によって、徐々に発展してきた。
- 経済の拡大や銀行数の増加によって銀行セクターの規模、特に与信の規模は、2000年代半ばを境に急拡大している。銀行セクターの主な経営指標をみると、2012年末時点で自己資本比率が25%、不良債権比率が2.5%、総資本利益率が1.9%と安全性が維持されていることを示す。また、与信急増の一方でインフレ率は年3%程度で推移している。
- しかし、銀行セクターの発展は未成熟の段階にあり、様々な課題を抱える。経済のドル化の下、金融政策の自律性、および中央銀行の「最後の貸し手機能」が著しく損なわれている現状では、厳格な金融監督体制の構築がとりわけ重要性を持つ。一方、監督業務を担う人材は依然として不足しており、国際機関の支援による継続的な育成を必要としている。人材育成には相応の時間を要するため、目先、同国中央銀行は国際機関の勧告に従って銀行の新規設立を制限する方針である。この他、金融

監督機関同士の協働体制の確立による危機管理の強化、資金繰り効率化・金融調節機能の向上のための短期金融市場の育成、また、将来的には預金保険制度の導入の取組みが必要であろう。

本 文

1. はじめに

カンボジアは政情安定化の下で順調な経済成長を遂げており、2013年の1人当たりGDPは国際通貨基金（IMF）の推計値で1千ドルと、過去10年で3倍以上の規模に拡大した。外国企業による投資は、現地の安価な労働力の活用や需要の取り込みへの狙いから増加しており、同国の経済成長を押し上げている。一方、同国が依然として国連が認定する後発開発途上国¹48カ国（2014年1月時点）のひとつであることが示す通り、同国の経済・社会制度は、1990年代前半まで20年に及んだ内戦、特にポル・ポト政権（1975-1979年）による徹底的な破壊からの再生と発展に向けて、国際機関などの支援を伴った取組みが行われている最中である。資源配分の効率化と持続的な経済成長のために不可欠である銀行制度も、その例外ではない。

2. カンボジアの銀行セクターの概要

(1) 規模

カンボジアの証券市場は未だ黎明期にあり、債券市場は存在せず²、株式市場も、唯一の証券取引所であるカンボジア証券取引所（2011年2月設立）によろやく2社目の上場見込みという段階である。このため、同国におけるフォーマルな資金調達手段は、銀行あるいはマイクロファイナンスが扱う与信取引にほぼ限られる。

銀行与信は2000年代半ば以降、経済の拡大などに伴う預金の増加³、資金需要の増加、銀行数の増加などに併せて急拡大した。2006年末から2012年末にかけて、同国の銀行

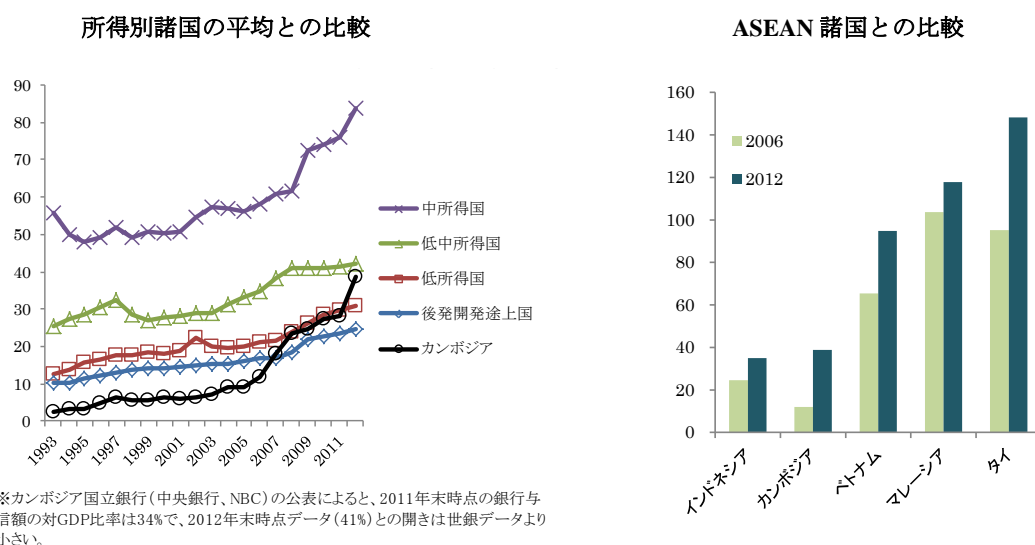
¹ 認定基準は、一人当たり国民総所得（GNI）、国連が設定する人間開発指数（Human Assets Index）および経済的脆弱性指数（Economic Vulnerability Index）である。

² アジア開発銀行が債券市場の構築を支援しているが、IMFの2012年4条協議報告書によると、同国政府は中長期的な方針として財政収支の改善を掲げており、近い将来における中長期国債の発行は計画されていない。

³ 2006年から2012年の間に、カンボジアの銀行預金者数の対人口比率は2.0%から9.8%に、銀行預金の対GDP比率は18%から47%に上昇した。

与信は年 37%のペースで増加し、国内与信の対名目GDP比率は後発開発途上国としても低い 12%から、低中所得国⁴の平均値に近い 39%まで急上昇、他のASEAN諸国との比較ではインドネシアと同水準となった(図表 1)。なお、同国では国連カンボジア暫定統治機構の設置(1992-1993年)に伴うドルの大量流入をきっかけに経済のドル化が進んだため、今日ではドルが預金および貸出の9割以上を占める。

図表 1 カンボジア国内与信額の対 GDP 比率 (%)



(出所) 世界銀行

(2) 構成

2012 年末時点、銀行セクターの中心的存在を担う商業銀行は、32 行存在する。元来、カンボジアの銀行セクターは、極めて緩い外資規制⁵を背景に外国資本の存在が大きいことが特徴であったが、アジア系銀行が 2006 年末時点以降 17 行開業と銀行数が急増したことから、この特徴は一層強まった。商業銀行の内、地場資本 100%の銀行は 4 行のみであり、その他 28 行を、地場資本と外国資本の合弁銀行 2 行、外国資本 100%の 7 行(以上が「地場銀行」)、および外国銀行 19 行(現地法人形態 10 行、支店形態 9 行)が構成する(図表 2)。商業銀行の払込資本に占める外国資本のシェアは 2012 年末時点で 75%と、50%強であった 2000 年半ばから一段と上昇した(図表 3)。

図表 4 は、総資産規模でみた 2012 年末時点の上位 10 行の一覧である。上位 3 行の顔

⁴ 世界銀行は、GNI が 1,036~4,085 ドルの諸国と定義する。カンボジアの GNI は 2012 年時点で 880 ドルである。

⁵ 投資法によって、外国人投資家は土地の所有権に関連する場合を除いて、国籍のみを理由とした差別的な扱いを受けないことが定められている。

ぶれをみると、1位が主に内外公的機関の出資で設立されたマイクロファイナンス NGO を前身とする Acleda Bank（総資産シェア：18%）、2位が NBC と在カナダのカンボジア人の資本で設立された後に完全民営化された Canadia Bank（同 15%）、3位がマレーシア Public Bank の現地法人 Cambodian Public Bank（同 11%）である。

図表 5 は、2006 年末時点と 2012 年末時点の商業銀行間の総資産の分布状況の比較である。上位 3 行のシェアは両時点で 4 割と高く、一方で第 4 位から第 10 位の銀行のシェアは 1 割以上低下しており、商業銀行の増加によって中堅の銀行が以前と比べて厳しい競争に晒されていることがみてとれる。銀行間の競争の高まりがサービス向上や商品多様化を生む一方、IMF は商業銀行の急増が銀行セクターの健全性と銀行セクターに対する監督機能を脅かすとして、2010 年の金融セクター評価プログラム（FSAP）以来、中央銀行であるカンボジア国立銀行（National Bank of Cambodia : NBC）に銀行ライセンス付与の一時停止を勧告している。NBC は 2012 年にも新たに 3 行にライセンスを付与したが、IMF の勧告を受けて、ライセンス付与の厳格化や既存行との合併を促す方針を表明している。

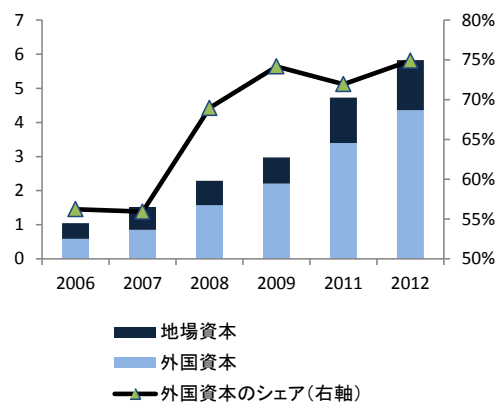
図表 2 銀行セクターの構成（2012 年末時点）

種類	金融機関数	総資産 (兆リエル)	シェア
地場銀行			
地場資本100%	4	9.2	21%
合併	2	9.0	21%
外国資本100%	7	5.2	12%
外国銀行			
現地法人	10	12.9	30%
支店	9	6.6	15%
商業銀行合計	32	43.0	100%
専門銀行合計	7	0.6	—

*この他、4つの外国銀行（内、3行が邦銀）の駐在員事務所、35のマイクロファイナンス（総資産：4.3兆リエル）が存在する。

（出所）NBC

図表 3 商業銀行の払込資本（兆リエル）



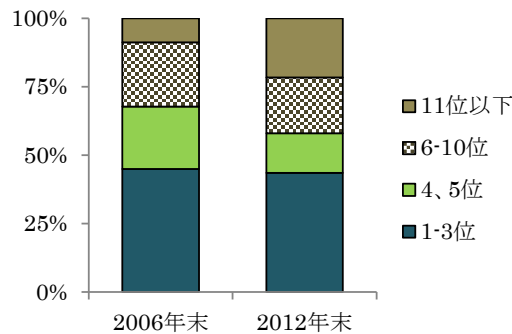
（出所）NBC ※2010 年のデータは欠落。

図表 4 カンボジア商業銀行 総資産額上位 10 行 (2012 年末時点)

順位	種別	銀行名	総資産(兆リエル)	シェア	備考
1	地場銀行	Aceda Bank Plc.	7.7	18%	元マイクロファイナンスNGO
2	地場銀行	Canadia Bank Plc.	6.2	15%	NBCと在カナダのカンボジア人の出資で設立
3	外銀現法	Cambodian Public Bank	4.8	11%	親会社:マレーシアPublic Bank
4	外銀現法	ANZ Royal Bank (Cambodia) Ltd.	3.4	8%	豪州ANZ銀行と地場資本の合併
5	外銀支店	ICBC Limited Phnom Penh Branch	2.9	7%	中国工商銀行の支店
6	地場銀行	Bank for Investment and Development of Cambodia Plc.	2.0	5%	親会社:ベトナムBIDV
7	地場銀行	Foreign Trade Bank of Cambodia	1.9	4%	2005年に民営化された、元政府系銀行
8	外銀支店	Bank of China Limited Phnom Penh Branch	1.9	4%	中国銀行の支店
9	外銀現法	May Bank (Cambodia) Plc.	1.6	4%	親会社:マレーシアMaybank
10	地場銀行	Union Commercial Bank Plc.	1.3	3%	親会社:台湾E.SUN Bank
		その他22行	9.3	22%	
		合計	43.0	100%	

(出所) NBC、各行 HP

図表 5 商業銀行の総資産の分布状況



(出所) NBC

3. カンボジア 銀行制度の変遷と改革

カンボジアの銀行制度は、貨幣廃止政策を敷いたポル・ポト政権下で徹底的に破壊された⁶。1979年に制度は再開されたが、東西冷戦が終焉を迎えた1980年代末期までは、計画経済体制の下、NBCが中央銀行、商業銀行、政策銀行の機能を兼ねる単一銀行制度の形をとった。しかし、その後は市場経済型の金融制度に移行し、アジア開発銀行(ADB)の支援による長期整備計画⁷が開始されるなど、国際機関などの技術支援によって同国の銀行制度は徐々に発展している。

⁶ NBCは当時の状況について、「一切の資金、一切の文献、経験、人的資本といった遺産・残留品」を持たない、「ゼロからの復興」であったと記している。

⁷ 長期計画は2度改定され、「Vision and Financial Sector Blueprint for 2001-2010」、「Financial Development Plan 2006-2015」を経て、現在は「Financial Sector Development Strategy 2011-2020」が採用されている。

(1) 中央銀行法・銀行法の施行

金融制度の基礎となる中央銀行法は、1996年1月に施行された。同法はNBCの中央銀行としての独立性を明文化したほか、金融および外国為替政策の立案遂行、通貨発行、商業銀行に対するライセンスの付与・取り消しおよび規制・監督など、NBCの任務を定めた。同法の施行を境に、1990年代前半に相次ぎ設立されたNBCと民間資本の合弁銀行は順次、完全民営化された。NBCの商業銀行部門として1980年に設立されたForeign Trade Bankが2005年に民営化を果たして以降、同国の商業銀行はすべて民営である。

商業銀行について定めた銀行法は、銀行セクター強化の一環として、1999年11月に施行された。同法によって、商業銀行の定義をはじめ、商業銀行に対するNBCの監督・指導権限の詳細、経営難の銀行の清算方法、信用秩序の維持を目的とした内部管理基準の遵守義務、最低自己資本の500億リエル（あるいは1,250万ドル）への引き上げ、保証金預入制度（資本金の5%）、出資規制（議決権あるいは株式の直接・間接的保有を1社につき15%、合計で60%までに制限）などが定められた。NBCは同法および後述の銀行規制の施行を踏まえて、IMFの指導を受けながら、2000年にすべての銀行に対するライセンスの見直しを行った。銀行数は1990年代前半の銀行の設立基準緩和の影響から1999年末時点で31行に上っていたが、以後2002年4月までに、過小資本や経営危機などの問題を抱えた15行が閉鎖された。

(2) 規制の整備

2000年2月、NBCは、自己資本規制をはじめとする銀行規制の基本的な枠組みに当たる複数の規制を定めた。以降、同行は銀行セクターの健全性・安定性の強化および発展を目指して、国際標準に沿うように規制の新規導入および見直しを実施してきた。下記に、主な規制の要点を記す。

① 自己資本規制

自己資本比率は2000年に20%以上に維持することが義務づけられた後、与信低迷への対応などを目的に2004年に15%に引き下げられ、以後、据え置かれている。

自己資本の算出基準は2010年、バーゼルⅢ国際基準に沿うように改定され、自己資本が基本的項目のTier1と補完的項目のTier2で構成されること、Tier2の算入額はTier1と同額以下に限られることその他、Tier1およびTier2のそれぞれを構成する資本の種類な

どが定められた。

分母となるリスク・アセットの算出は、貸倒引当金と減価償却額控除後の資産およびオフバランス項目のそれぞれに、規定のリスク・ウェイトをかけて合計することが定められている。ただし、バーゼル規制が算入を定めるマーケット・リスク、およびオペレーショナル・リスクは対象外である。同国では金融資本市場が本格稼働していないため、現時点で前者の織り込みの必要性は乏しい。一方、後者のオペレーショナル・リスクについては、近年の銀行セクターの急拡大に鑑みると、実効性のある管理手法の確立と共に、リスク・アセットへの算入も検討が必要と考えられる。

商業銀行の最低自己資本金は、銀行セクターの規模拡大に対応して、2008年に前述の旧規定額の3倍に相当する1,500億リエル(あるいは3,750万ドル)に引き上げられ、既存行は2010年末までに不足分の積み増しをすることが義務付けられた。

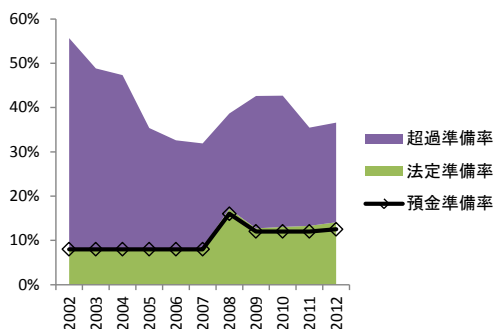
② 預金準備率

預金準備率は、制定当初の1993年末に5%に定められた後、銀行セクターの安全化措置として1997年末に8%に引き上げられた。当初、準備率は通貨種別に関わらず同一であったが、2008年、預金の殆どを占める外貨預金の準備率のみが、インフレの高まりへの対応として16%に引き上げられて以降、外貨預金準備率の操作が続けられている。外貨預金準備率は2009年、景気悪化とインフレ率低下への対応として12%まで引き下げられ、2012年には与信急増の抑制策として12.5%に引き上げられた。なお、法定準備預金の内、外貨預金準備率の8%を超える額については、2008年の準備率改定以降、利息が付与されている。

預金準備率の操作は、NBCが経済のドル化の下で活用し得るほぼ唯一の金融政策手段である。しかし、インターバンク市場が未整備であるため超過準備の規模が依然として大きく(図表6、2013年末時点の超過準備率は約10%)、また、海外からの資金調達に対する規制が存在しない⁸ことから、金融政策としての有効性は限られているのが現状である。

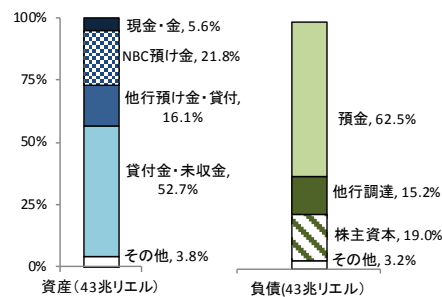
⁸ IMFは、預金準備率の算出に海外からの資金調達を含めるよう勧告している。

図表 6 準備預金動向 (各年末時点)



(出所) NBC

図表 7 商業銀行の資産・負債内訳 (2012 年末時点)



※本データとNBC公表の銀行の海外負債額を照らし合わせると、負債・資本の「他行調達」の大半は外資系銀行の海外からの資金調達であると推量される。

(出所) NBC

③ 保証金預入制度

保証金預入制度は、銀行の経営悪化に備えて、NBC が銀行に一定の保証金の預け入れを課す制度である。2001 年に強化され、預入金額は資本金の 5% から 10% に引き上げられた。預入金は、銀行が清算される場合のみ、負債額を差し引いて銀行に返却される。

④ 流動比率規制

流動比率は、流動負債に対する満期 1 カ月以内の流動資産の割合で、詳細は次項の通りである。制定当初の 2000 年に 100% 以上にすることが義務付けられ、2002 年に 80% 以上、2004 年に 50% 以上に引き下げられた。与信の増加によって流動比率は 2005 年末時点 (118%) を境に低下しているが、2012 年末時点の流動比率は 82% と、依然として規定水準を上回る。一方、IMF は 2013 年の第 4 条協議報告にて、NBC が定義する流動資産には直ちに流動化ができない資産が含まれているとして、本指標の見直しを勧告した。本格的なインターバンク市場の不在や、海外からの資金調達の多用という現状において、流動性ショックへの耐性向上は重要であることから、本規制の担う役割は大きく、今後の NBC の対応が待たれる。

財務バランスのネット資産+残存 1 カ月以内の貸出および短期国債

財務バランスのネット負債+掛け目を掛けた各種預金

※財務バランス：資産項目 [現金・金+NBC および銀行に対する預け金+残存 1 カ月以内の金融機関向け貸出] が負債項目 [NBC および金融機関に設けられた要求払預金の与信バランス+残存 1 カ月以内の NBC および銀行からの借り入れ] を上回った分がネット資産、下回った分がネット負債である。

⑤ 大口与信規制

同一の借入人に対する総与信は、2000 年以來、自己資本の 20%以下に抑えることが義務付けられている。ただし、2006 年の改正によって、銀行の経営財務状況が NBC によって「satisfactory」と判断された場合か、国際格付け機関から投資適格格付けを付与された場合、あるいは監査済み財務報告や信用調査報告に基づいて借入人の財務状況が良好と判断された場合は、同一人に対する総与信が自己資本の 35%まで認められるようになった。また、2006 年の改正では、他行あるいは NBC が認めた国際金融機関の保証が付いた与信については、NBC の事前承認によって、リスク・ウェイトを規定の半分にすることも認められた。一連の改正の背景には、2000 年代前半にかけて、NBC が低迷する与信を活発化させようと、一部の大口与信を例外的に認めていたことがある。この他、2006 年の改正では、大口与信の定義が自己資本の 20%超相当額から 10%超相当額に変更され、また、大口与信の合計を自己資本の 300%以下に抑えることが定められた。

⑥ 資産分類と貸倒引当金

2000 年に貸出債権を支払遅延日数によって正常債権と不良債権（支払遅延日数 90 日超、2009 年に 90 日以上に改定）に分類し、不良債権については更に Substandard、Doubtful、Loss の 3 つに分類することが定められた。2009 年の改定では、支払遅延日数が 30 日以上 90 日未満の貸出債権を、新たに設けられた Special mention に分類することが定められた（図表 8）。この他、2009 年の改定では、支払遅延日数の他に資産査定判断材料となる項目として、債務者の返済履歴、財務状況の現状と見通し、現実的かつ保守的な推測に基づく業況・キャッシュフロー予想、返済能力・意思、金融環境、計算書類の質が示された。また、分類された債権のそれぞれの定義（支払い遅延日数以外）が明確化された。

貸倒引当金は 2009 年以來、Normal に分類された貸出債権の場合にグロス貸出の 1%、Special mention が同 3%、Substandard が同 20%、Doubtful が同 50%、Loss が同 100%に定められている。2002 年の改定では Substandard と Doubtful の貸倒引当金がグロス貸出の 10%と 30%にそれぞれ引き下げられたが、2009 年の改定によって 2000 年の当初制定内容に戻された（図表 8）。

資産分類および貸倒引当金の上記の現行規定は、国際的な標準にも近い。

図表 8 債権分類、貸倒引当率

	2000年2月	2002年6月	2009年2月
債権分類 <支払遅延日数>	1.Normal 以下、不良債権 2.Substandard<90日超> 3.Doubtful<180日超> 4.Loss<360日超>		1.Normal 2.Special mention<30日以上> 以下、不良債権 3.Substandard<90日以上> 4.Doubtful<180日以上> 5.Loss<360日以上>
貸倒引当率	Substandard:20% Doubtful:50% Loss:100%	Substandard:10% Doubtful:30% Loss:100%	Normal:1% Special mention:3% Substandard:20% Doubtful:50% Loss:100%

(出所) NBC

(3) 内部管理体制、金融監督体制の整備

銀行制度整備の一環として、銀行の内部管理体制と金融監督体制の整備も進められている。

内部管理体制については、銀行は2004年末より、貸出の方針・手続き・権限を文書化（与信審査、承認プロセス、与信の定期レビュー手続きなどの文書化を含む）して与信取引関係者間で共有すること、および、すべての借入人の与信管理簿を作成することを義務付けられた。

同じく2004年末より、銀行はNBCに外部監査人の監査を受けた年次財務報告書を提出することが義務付けられた。更に、2005年には、外部監査人がNBCの認定する独立の監査人であることや、3年毎に交代することが定められた。

2008年、適正・適合規定（Fit and Proper Regulatory）が導入され、銀行の幹部クラスへの登用審査は、「誠実性、清廉性、評判、公平性」、「素養、競争力、能力」、「金銭面の安定性」の3つの観点から実施されることになった。

同じく2008年、銀行ガバナンスのあり方が制定され、取締役会役員に求められる資質（前述の適正・適合規定の順守を含む）・行動・判断、監査委員会とリスク委員会の設置義務、企業価値の明確化、経営上層部の義務の明確化、幹部報酬のあり方、監査結

果の取扱方法、ディスクロージャー対象などが定められた。更に、2010年には銀行の内部管理のあり方が制定され、取締役会による内部管理体制の枠組みの策定、コンプライアンス運営体制・内部監査体制・リスク管理体制の構築、利益相反の防止措置・コンティンジェンシープランの策定、文書化の推進、法および規制基準に従った会計処理および情報公開の実施などが義務付けられた。

続いて、金融監督体制の整備であるが、経済のドル化でNBCは「最後の貸し手」として殆ど機能し得ない⁹ことから、金融監督機能の強化による金融セクターの安定性の維持は、とりわけ重要な課題である。金融監督を担う人材の量および質の向上の取り組み支援は、ADBとIMFによって長期的に続けられている。

オンサイト検査は、かつて海外の監査法人に委託されていたが、2000年代前半からNBCが自ら実施している。バーゼルⅡに対応して、目下、検査手法はルール重視から、重要なリスクに焦点を当てる「リスク・フォーカス、フォワード・ルッキング」アプローチに移行中である。これに伴ってオフサイト・モニタリング制度も、2007年に導入されたCOBRA（Cambodian Off-site Bank Reporting for Prompt Corrective Action）から、米国における評定制度であるCAMELS（以下の評定項目の頭文字の合成：Capital adequacy、Asset quality、Management、Earnings、Liquidity、Sensitivity to market risk）に移りつつある。なお、NBCは金融監督・規制業務の強化のため、2011年に銀行監督部（Banking Supervision Department）から銀行監督総局（Banking Supervision General Directorate）に再編・格上げした。

（4）金融インフラの整備

金融セクターの安全性、効率性の促進を目的に、以下の金融インフラが整備された。

① 信用情報共有システム

2006年に利用開始された信用情報システム（CIS）は、ネガティブ情報のみを扱ったため普及しなかった。このため、ポジティブ情報を含むリアルタイムの与信情報を提供する機関として、2012年、国際金融公社（IFC、世界銀行グループ）の支援で信用情報機関Cambodia Credit Bureau（CBC）が設立された。銀行には、すべてのローンの与信審査において、申込者のクレジットレポートを取得することが義務付けられている。

⁹ 経済のドル化は外国企業・資本の呼び込みに有効である一方、金融政策の自律性を大幅に損なう。このため、同国政府はドル化からの脱却を目指しているが、混乱を避けるために時間をかけて取り組む方針である。現在は公務員の給与支払いにリエルが用いられるなど、リエルの信任を高めるための同通貨の普及方法を模索中の段階にある。

② 支払決済システム

2012年12月、国際的な決済、銀行間の電子決済、小切手の即日決済の促進を目的として、新クリアリングシステムが設置された。現時点において、同システム導入の実際の効果に関するNBCのコメントは公表されていない。期待されている効果は、小切手の決済のみに対応していた旧システムからの移行による、現金取引の大幅な減少である。

③ 統一会計基準

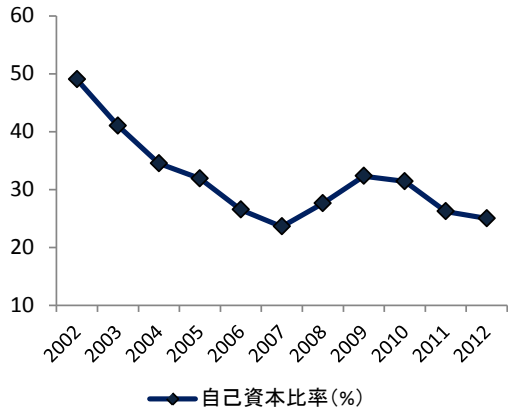
2003年より、すべての商業銀行に対して国際会計基準の統一の勘定科目表の導入が義務付けられた。NBCのフォローアップの下、2004年末迄にすべての商業銀行が導入を終えた。

4. 銀行セクターの現状と課題

(1) 現状

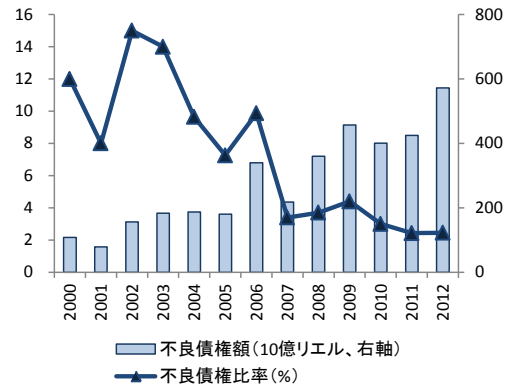
銀行セクターの主な経営指標の直近データは、与信および銀行数増加の一方で、同セクターが比較的安全性を維持していることを示している。2012年末時点、自己資本比率は2012年末時点で25%と、最低所要比率(15%)および国際統一基準を大幅に上回る(図表9)。不良債権比率は全体の与信額の6割を占める上位5行で2.6%、銀行全体で2.5%と抑制されている(図表10)。預貸スプレッドは約7%と、銀行間の競争の高まりによって縮小しているが(図表11)、総資本利益率(ROA)は2年連続で1.9%と安定しており、また、ASEAN新興国の銀行セクターと比べてやや高い(図表12、13)。預貸率は90%近くと、50%台で低迷していた2000年代前半から様変わりしている(図表14)。また、与信急増の一方で、同国のインフレ率は2012年が前年比3%、2013年もIMF予想で前年並みと抑制されている。

図表 9 自己資本比率



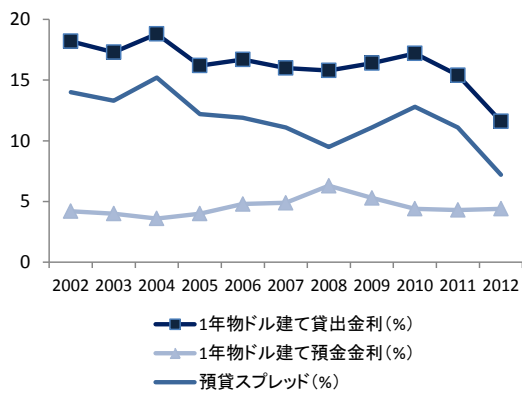
(出所) NBC

図表 10 不良債権額比率



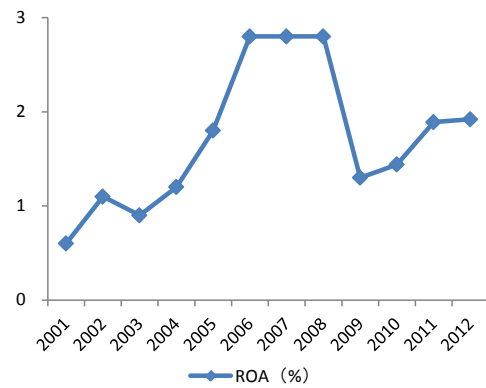
(出所) NBC

図表 11 貸出・預金金利と預貸スプレッド



(出所) NBC

図表 12 ROA



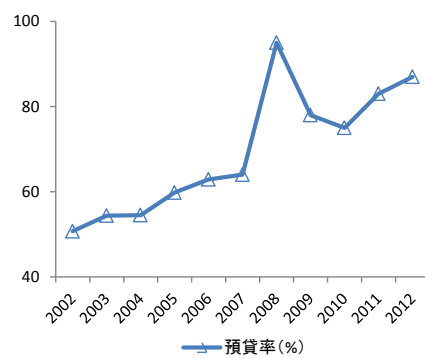
(出所) NBC

図表 13 ASEAN 諸国との比較

	マレーシア	タイ	インドネシア
自己資本比率	17.6	16.3	17.3
不良債権比率	2.0	2.3	1.8
ROA	1.6	1.2	2.6
ROE	17.3	9.5	21
	フィリピン	ベトナム	カンボジア
自己資本比率	17.8	11.8	25.0
不良債権比率	2.2	3.4	2.5
ROA	1.8	0.8	1.9
ROE	15.8	8.2	9.8

(出所) IMF、Bank of Thailand、NBC

図表 14 預貸率



(出所) NBC

(2) 課題

四半世紀に亘って進められてきた銀行制度の整備は、銀行セクターの安定化と拡大に寄与したと考えられる。しかし、銀行セクターの発展は未成熟の段階にあり、様々な課題を抱える。短期的な課題は前述の通り、銀行設立ラッシュおよび与信の急増による金融不安定化の防止であり、銀行ライセンス付与の制限の他、銀行の海外資金調達の監視、流動性リスク管理の強化が IMF から勧告されている。中長期的な課題として、次のような点が挙げられる。

①監督体制の強化

監督業務を担う要の人材の確保は、監督体制の強化の重要な柱である。前述の通り、ADB・IMFなどの技術支援によって人材育成がなされているが、金融セクターの急拡大の中、人材不足は解消されていない。また、監査方法の変化（ルール重視からリスク重視）に伴って、より経験が長く、業務能力の高い人材への需要が高まった。このような現状に対して、NBC および ADB はキャパシティー・ビルディングが最重要事項であるとの見解で一致しており、人材育成に対する国際支援を受けた取組みは今後も継続される。

新たな枠組み作りとしては、ADB と IMF の勧告を受けて、金融監督機能を有する NBC、カンボジア経済財政相 (MEF)、カンボジア証券取引委員会 (SECC) の 3 機関が、金融危機管理のための協働体制の構築に着手していることが挙げられる。3 機関の役割と責任の明確化が、危機管理のための効果的な活動を促すことが期待されている。

②短期金融市場の育成

短期金融市場の育成は、金融機関・非金融機関の資金繰りの効率化のみならず、NBC の金融政策運営の機能向上のために必要である。その第一歩として、2013 年 9 月、NBC 発行の譲渡性預金 (NCD) が IMF の支援によって導入された。銀行が同 NCD を資金運用のために購入し、更に他行からの資金調達のための担保に活用することで、インターバンク市場の形成が導かれることが期待されている。IMF の 2013 年第 4 条協議報告によると、銀行の NCD の購入はひとまず限られた金額に止まっており、その一因とされる低水準の付与金利の適宜引き上げの必要性を、同報告書は指摘している。なお、将来的には取引効率化の促進のために仲介業者の介在が必要となろう。

③預金保険制度の構築

銀行セクターに対する国民の信頼は 2000 年前後の銀行改革を境に回復に転じたとされるが、依然残る銀行不信を反映して、2013 年の総選挙の混乱の最中には預金の 1 割が引き出された。しかし、人口に対する預金者数の割合が 1 割に過ぎない（第 2 項の注釈 3 をご参照）という現状を反映して、預金保険制度の構築に向けた計画はまだ具体化されていない。すでに、金融セクターにおける消費者保護については体制が強化されており、預金者数の更なる増加を受けて、将来的には預金保険制度が導入されよう。ただし、それまでの間、銀行セクターには、同制度の不在を原因とする信用秩序の混乱のリスクが存在し続けることになる。

カンボジアの銀行セクターは国際機関の支援による改革と制度整備、外資主導による規模拡大を受けて、完全破壊からの再生・発展を遂げている。更なる発展に際しては、他の新興国がアジア通貨危機や世界金融危機において経験した失敗などにも学びながら、慎重に歩みを進めていくことがポイントとなろう。

以上

(主要参考文献)

- Asian Development Bank “Financial Sector Development Strategy 2011–2020”
- IMF Staff Report for the 2012 Article4 Consultation
- IMF Staff Report for the 2013 Article4 Consultation
- IMF Country Report No. 03/59 “Cambodia Selected Issues and Statistical Appendix”(2003)
- IMF Country Report No. 07/291 “Cambodia Selected Issues and Statistical Appendix”(2007)
- National Bank of Cambodia“ Supervision Annual Report 2012”

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2014 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話：03-3245-6934（代）ファックス：03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>